

(一社) 愛媛県建築士事務所協会 会長
(公社) 愛媛県建築士会 会長
愛媛県設備設計事務所協会 会長

様

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長

建築士法に基づく設備設計等の業の適正化について

平素より、本県の建築・住宅行政にご協力いただきありがとうございます。

近年、建築を取り巻く環境の変化や、多様な性能要求に伴い、建築設備の設計は、高度化かつ専門化し、また、建築士事務所の人員不足もあり、設備設計・監理（以下「設備設計等」という。）を再委託するケースが多くなっています。

設備設計等は、当然のことながら建築設計等の一部分であり、建築士法により、再委託先は建築士事務所登録を受けている必要があります、未登録業者への再委託は補助的業務に限定されています。

さて、建築士法第 26 条の 2 に基づき、毎年実施している建築士事務所立入検査において、今年度は設備設計等の再委託実施状況を重点的に調査しました。

その結果、未登録業者への再委託において、不適切な事象が見受けられたので、当該建築士事務所に対しては文書により、下記の事項について改善指導を行ったところです。

については、貴協会員及び関係者に対して、不適切な設計等の業を行うことのないよう、建築士法の遵守について改めて周知徹底していただきますようお願いいたします。

なお、今般、建築士法の一部を改正する法律が成立し、平成 27 年 6 月 25 日に施行され、書面による契約等や管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化が規定されましたので併せて留意願います。

記

改善事項

- (1) 業務内容及び役割分担を明確にし、契約書等の書面で記録・保存すること。
- (2) 打合せ・協議時の記録簿等を整備すること。
- (3) 元請となる建築士事務所が、下請の補助的業務が適正に行われているか確認し、自己の責任で設計等を行うこと。

〒790-8570 愛媛県松山市一番町 4 丁目 4 - 2
愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 宅地建物指導係
TEL 089-912-2758 FAX 089-941-0326

○参考 建築士法抜粋

【法第 23 条第 1 項】

・建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、～中略～、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。

【法第 23 条の 10 第 1 項】

・何人も、第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録を受けないで、建築士を使用して、他人の求めに応じて報酬を得て、設計等を業として行ってはならない。

【法第 24 条の 3 第 1 項】

・建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならない。